

○検視に伴う死亡時画像診断の実施について

令和5年3月23日

道本捜1第4625号（会・鑑・交捜合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
（概要）

本通達は、死亡時画像診断の実施に関して

○対象死体

○実施の判断

○依頼の手続き

○支出手続き

等について定めたものである。